

市役所への問合せ先

- 本庁生活環境課 ☎24 - 1111
- 生活環境課吉田分室 ☎52 - 4389
- 吉田支所福祉環境係 ☎49 - 7095
- 三間支所福祉環境係 ☎49 - 7101
- 津島支所福祉環境係 ☎49 - 7058

環境ガイド



浄化槽設置予定者に補助金

平成30年度内に、専用住宅に浄化槽を設置または現在のくみ取り便槽などを浄化槽に変更する人に、補助金を交付します(定数になり次第終了)。国会予算成立後に事業開始となります。事業開始が4月1日とは限りません。

【対象】 公共下水道の工事終了または計画のある区域以外の地域

【補助金予定額】

人槽区分 (延床面積など)	限度額	
	改造	新築
5人槽 (160㎡未満)	332,000円	168,000円
7人槽 (160㎡以上)	414,000円	207,000円
10人槽 (2世帯住宅)	548,000円	276,000円

▷新築：増改築後に床面積が160㎡以上となる場合
建物の新築に伴い浄化槽を設置する場合

▷改造：増改築後も床面積が160㎡未満の場合
くみ取り式便槽から浄化槽への転換

【申込期間】 3月26日(月)～9月28日(金) (執務時間中)

【注意事項】 くみ取り式便槽から浄化槽への転換は、床面積の変動に関係なく改造扱いになります。また、単独浄化槽から合併浄化槽への転換は、床面積160㎡未満の建物が増改築で160㎡以上になった場合、新築扱いになります。

【申込・問合せ先】 設置する人槽と延床面積を確認し、印かん、設置場所の地図を持って、生活環境課環境係 ☎内線2230または各支所福祉環境係

家電4品目の処分について

エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯・衣類乾燥機は家電リサイクル法に従って適切に処分してください。たとえ分解しても、ごみ収集や小型家電回収に出したり、広域環境センターに持ち込むことはできません。詳しくは、お問い合わせください。

【処分に必要な料金(排出者の費用負担)】 リサイクル料金、振込手数料、収集・運搬手数料が必要です。※リサイクル料金は家電の種類やメーカーごと、収集・運搬料金は業者ごとに異なりますので、必ず確認ください。

【処分方法】

▷買い替え：新しい製品を購入する店舗に引き取りを依頼してください。

▷処分のみ：購入した店舗に引き取りを依頼するか次のいずれかの方法で処分してください。

- ①郵便局で家電リサイクル券を受け取り、必要事項を記入し、料金を支払った後、指定引取場所(株)清水商店 ☎22 - 0350)へ事前連絡し持ち込む(この場合は収集・運搬手数料は不要)
- ②大手家電量販店に引き取りを依頼するか、事前連絡してから持ち込む
- ③粗大ごみ拠点回収を利用する
- ④市許可業者(ごみ出しカレンダー裏面に掲載)に引き取りを依頼する

【問合せ先】 生活環境課 ☎内線2272・2229

【鶴島公民館・市役所】 古紙回収 (雨の場合でも実施) ※ひもで十文字にしばって出してください。

鶴島公民館と市役所でも、古紙回収をしています。近くに古紙を出す場所がない人や出し忘れた人は利用ください。

	鶴島公民館<新モデル>	市役所
回収日時	3月13日(火) 午前10時～午後2時 (毎月第2火曜日)	3月5日(月)、14日(水)、26日(月) 午後1時～4時 (毎月4のつく日、土日祝の場合は翌平日)
回収場所	鶴島公民館(鶴島小学校校門近く)	市役所裏(A棟入口)
回収する古紙	新聞、ダンボール、紙パック(牛乳パックなど)、雑誌、雑がみ	

【問合せ先】 生活環境課リサイクル推進係 ☎内線2272

3月の古紙・飲料用空き缶・乾電池回収

【宇和島】古紙・缶・乾電池の回収 午前8時30分まで（雨の場合、古紙回収は中止）

雨天で古紙回収中止の場合、自治会長からの依頼により、後日臨時回収（古紙のみ）を行うことができます。

伊吹町北2区、泉町2、祝森上(柿の木(上・下)・祝の川) ▶古紙・乾電池のみ=天神町(東)・(南)、錦町、下波校区(神崎・柿之浦・東・結出・西・島津)	5日(第1月)
夏目町3、新田町2、別当1・5、保手1~5、坂下津2区・3区、丸之内2 ▶古紙・乾電池のみ=本町追手2(裡町)、鶴島町(西)・(中)、御幸町1・2、丸之内4	6日(第1火)
明倫町4・5、本町追手2(本町)、丸之内3、寿町1・2、朝日町1・3、弁天町1・3	7日(第1水)
大浦1・2区、朝日町4、別当公務員住宅、中央町1(東)、元結掛1、石応 ▶古紙・乾電池のみ=伊吹町西1区、御殿町、京町	1日(第1木)
和霊東町1・3、伊吹町北1(第2) ▶古紙・乾電池のみ=和霊元町3、北宇和島町	2日(第1金)
下高串、奥高串、上光満、明倫町2・3、別当県第1団地、青葉台団地、夏目ヶ市(上) 団地、長堀1~3、宮下、宮下団地 ▶古紙・乾電池のみ=戎山	12日(第2月)
野川2~4区、祝森上(草木団地・下)、祝森中(福来・阿瀬部)、保田 ▶古紙・乾電池のみ=祝森団地、鹿田団地	13日(第2火)
愛宕町1~3、宇和津町1~3、賀古町1・2、笹町1・2、妙典寺前1・2区、本川内 ▶古紙・乾電池のみ=別当2・6、新屋敷	14日(第2水)
妙典寺前3~5区、神田川原1・3区、恵美須町2、桜町、蔭淵校区(大島を除く)	8日(第2木)
大浦3区、赤松、住吉町3区、須賀通	9日(第2金)
丸之内5、和霊町西2区、並松1、並松、新田町1、山際1、竹園団地、中沢町1 ▶古紙・乾電池のみ=和霊中町2、寄松上・下、新田町4	19日(第3月)
柿原1区、丸穂町3・4、新町1(南)、中央町2(丸之内)、大宮町1(西)・2(上)、和霊元町2(2区)、本町追手2(北町) ▶古紙・乾電池のみ=中央町2(裡町)	20日(第3火)
○15日(木)=泉町1(西)・3・4、和霊中町1、県営明倫団地、伊吹町東2~4区 ○13日(火)=▶古紙・乾電池のみ=狩津	※振替回収
丸穂町1(東)・(西)、遊子校区(明越、矢の浦、小矢の浦、甘崎)	15日(第3木)
朝日町2、柿原2区・3区、佐伯町1、本村	16日(第3金)
和霊元町2(1区)、和霊元町4、和霊中町3、船隠 ▶古紙・乾電池のみ=堀端町、九島校区(蛤1・2区、百之浦、本九島1・2区)	26日(第4月)
住吉町1・2、築地町1・2、藤江1・2区 ▶古紙・乾電池のみ=平浦、大小浜、坂下津1区	27日(第4火)
夏目町2、夏目ヶ市、榊形町1、遊子校区(番匠、魚泊、水荷浦、津の浦)、白浜	28日(第4水)
和霊町西1区、和霊元町1(1区)、伊吹町北1区(第1)、薬師谷団地、江の組、日の組、家藤、中組、徳の森 ▶古紙・乾電池のみ=祝森下(鷹の子・石丸・成川)、三浦地区(天満・安米・大内)	22日(第4木)
大超寺奥1・2区、佐伯町2、本町追手1、大宮町1(東)・2(新)、御徒町	23日(第4金)
戸島、嘉島、日振島	29日(第5木)

【吉田・三間・津島】古紙の回収 午前8時30分まで（雨の場合は中止）

吉田橋上	8日(第2木)	是能、コスモタウン、曾根、成家、則、大藤	5日(第1月)	岩松	13日(第2火)
吉田橋下	15日(第3木)	黒井地、戸雁	6日(第1火)	清満	20日(第3火)
立間	1日(第1木)	宮野下町・村、北増穂	7日(第1水)	御槇・上槇	27日(第4火)
玉津	1日(第1木)	小沢川、川之内、迫目、務田	14日(第2水)	畑地(上槇を除く)	12日(第2月)
奥南	22日(第4木)	元宗、増田、土居中、中野中、波岡、田川、金銅	19日(第3月)	下灘・南部	19日(第3月)
		土居垣内、古藤田、大内、是延、兼近、三間中間、黒川、音地	20日(第3火)	北灘(南部を除く)	26日(第4月)
				竹ヶ島	2日(第1金)

【校区回収】古紙・乾電池の回収 正午まで（雨の場合、古紙回収は中止）

城東中学校区	広小路、元結掛2、山際2、新田町1、別当県第1団地、薬師谷、寄松中、寄松下、川内 ▶乾電池のみ=堀端町、御殿町、宮下団地	13日(第2火) 23日(第4金)
城南中学校区	榊形町3(1・2区)、丸之内1、中央町1(中)、新町1(東)、恵美須町1、鶴島町(中)、大宮町3(第2) ▶乾電池のみ=丸之内2、本町追手2(北)、和霊元町1(2区)、和霊元町4	2日(第1金) 20日(第3火)
城北中学校区	伊吹町東1区、和霊町北通、北宇和島町 ▶乾電池のみ=和霊東町2・3	9日(第2金) 27日(第4火)

※回収場所がわからない場合は、生活環境課へお問い合わせください。

※古紙は「新聞」「ダンボール」「紙パック(牛乳パックなど)」「雑誌・雑がみ」の4分類です。

ひもで十文字にしぼって出してください。

市役所・公民館で
資源物を拠点回収

廃食用油、紙パック、蛍光管、乾電池、小型家電を拠点回収しています(詳しくは、広報うわじま11月号P22をご覧ください)。